

平成 25 年度実施  
法科大学院認証評価  
評価報告書

東京大学大学院法学政治学研究科  
法曹養成専攻

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	14
第 4 章 成績評価及び修了認定	16
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	23
第 8 章 教員組織	25
第 9 章 管理運営等	28
第 10 章 施設、設備及び図書館等	29
第 11 章 自己点検及び評価等	31
<参 考>	33
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	35
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	36
iii 自己評価書等	37



**独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について**

**1 評価の目的**

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

**2 評価のスケジュール**

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討
9月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・書面調査による分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価報告書原案の作成
26年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

磯部 力	國學院大學教授
磯村 保	早稲田大学教授
上田 廣一	上田廣一法律事務所弁護士
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
岡部 謙治	前 教育文化協会理事長
岡本 安弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
久保井 一匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	国土緑化推進機構理事長
佐藤 國雄	前 ユネスコ・アジア文化センター理事長
潮見 佳男	京都大学教授
滝澤 正	上智大学長
武井 康年	広島総合法律会計事務所弁護士
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
○田中 成明	京都大学名誉教授
棚村 政行	早稲田大学大学院法学研究科長
ダニエル・フット	東京大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
藤井 敏明	司法研修所教官
三井 誠	同志社大学客員教授
村中 孝史	京都大学教授
諸石 光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永 正昭	同志社大学教授
山本 和彦	一橋大学教授
山本 眞一	桜美林大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	國學院大學教授
○磯村 保	早稲田大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
潮見 佳男	京都大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中 成明	京都大学名誉教授
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
野坂 泰司	学習院大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
三井 誠	同志社大学客員教授
山川 隆一	東京大学教授
山中 至	熊本大学理事・副学長
山本 和彦	一橋大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第2部会)

阿部 博友	一橋大学教授
○紙野 健二	名古屋大学教授
長井 長信	明治学院大学教授
中山 博之	中山博之法律事務所弁護士
平野 裕之	慶應義塾大学教授
堀野 出	九州大学教授
◎村中 孝史	京都大学教授
吉岡 茂之	司法研修所教官

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	國學院大學教授
○磯村保	早稲田大学教授
井上由里子	一橋大学教授
上原敏夫	明治大学教授
岡本安弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
川口恭弘	同志社大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐藤隆之	東北大学教授
塩見淳	京都大学教授
道垣内正人	早稲田大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
浜川清	法政大学教授
前田雅弘	京都大学教授
前田陽一	立教大学教授
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
三木浩一	慶應義塾大学教授
◎三井誠	同志社大学客員教授
村田涉	司法研修所教官
毛利透	京都大学教授
山川隆一	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長



## 4 本評価報告書の内容

### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

### (2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

### (3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

## 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 当該法科大学院の教育の理念・目的に照らして、招聘教員等が行う英語による授業科目が開設され、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。
- 学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として研究専念期間が与えられる制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 授業科目「研究論文」が開講され、指導教員から研究指導を受ける機会が与えられているだけでなく、優秀な論文には賞が授与されるほか、「東京大学法科大学院ローレビュー」に掲載され、ウェブサイトにおいて公開されている。
- 当該大学出身の法曹実務家の団体である「東大法曹会」と連携を取り、学生の将来の進路選択の参考となるよう、「サマー・トレイニー」制度や「東大ロースクール卒の法曹による座談会」を実施している。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた成績評価の基準と異なる分布で成績評価が行われており、また、受講者全員がA（A+を含む。）評価とされているものもあるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているものがあるため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、成績評価の考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である100点を超えているため、考慮要素の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。

## Ⅱ 章ごとの評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念・目的は、「国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成すること」をめざし、「①『国民の社会生活上の医師』として、法律問題に現れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。②法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考を発展させることのできる法曹を養成する。③法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえ適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成する。また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念・目的に適った教育を実施するため、「法曹としての基幹能力」の育成錬磨に重点をおいた段階的・発展的履修を可能とするカリキュラムの編成、基礎法学・隣接科目の2授業科目の必修化、広範な分野の専門知識と応用能力の育成を目的とする多様な授業科目の開設等が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、主に法曹三者のいずれかとして活躍をしているほか、中央省庁、日本銀行及び民間企業等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

#### 2 指摘事項

特になし。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念・目的を効果的に実現するために、1年次・2年次に開設される法律基本科目を中心に法曹としての基幹能力が修得できるよう授業科目の編成・配置がされ、法律実務基礎科目においては、実務における法理論の運用を体得させることで、理論的教育と実務的教育の架橋を図り、基礎法学・隣接科目においては、法を多面的・多角的に把握する能力の涵養を、展開・先端科目においては、現代社会が抱える法律問題に的確に対処できる能力及び広範な分野についての専門知識と応用能力の育成を図るなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法学未修者に対して入学前に法学の基本的な発想や条文・判例の読み方に触れる機会を提供するガイダンスを実施するとともに、入学後に「基本科目演習」を開講するなどの導入的教育を行っているほか、出産、育児、介護、障がい、就労等の理由により長期履修を申請した学生については、法曹養成専攻教育会議において承認された場合には、長期履修を認める体制等がとられている。

##### 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目  
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目  
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目  
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目  
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実

務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング及びクリニックに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法のパースペクティブ」、「現代法の基本問題」、「英米法総論」、「現代アメリカ法1」、「現代アメリカ法2」、「比較法1」、「法制史1」及び「法制史2」等、(4) 展開・先端科目として、ビジネスローに精通した法曹の養成のためのビジネスロー関係の授業科目「倒産法」、「知的財産法」、「国際私法」、「労働法」、「租税法」及び「経済法」、国際的な法律問題に的確に対処できる能力を育成するための国際関係法の授業科目「国際租税法」、「国際経済法」及び「国際人権法」等がそれぞれ開設されている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「研究論文」が開講され、指導教員から研究指導を受ける機会が与えられているだけでなく、優秀な論文には賞が授与されるほか、「東京大学法科大学院ローレビュー」に掲載され、ウェブサイトにおいて公開されている。

また、招聘教員等が行う英語による授業科目が開設され、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

#### 2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

そのほか、演習科目については、一部に具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複しているクラスがあるものの、その他の区分として開設されている。

#### 2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| （1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）      | 10 単位 |
| （2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| （3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）    | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 11 単位、民事系科目 35 単位、刑事系科目 13 単位の合計 59 単位とされており、このうち5単位は、法学未修者1年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

（1）基準2-1-2（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

（2）（1）に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判  
（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）
- イ ローヤリング  
（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）
- ウ クリニック  
（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）
- エ エクスターンシップ  
（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目  
（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）



(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務基礎」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判(民事)」及び「模擬裁判(刑事)」(各2単位)が選択必修科目として開設され、ローヤリングは授業科目「民事弁護研究」、「民事事実認定論」、「国際契約交渉」及び「法と交渉」(各2単位)が選択必修科目として開設されているほか授業科目「法律相談クリニック」(2単位)の中で適宜指導が行われ、クリニックは授業科目「法律相談クリニック」(2単位)の中で適宜指導が行われており、その他の法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目と合わせて4単位を修得するものとされている。

法情報調査及び法文書作成は、授業科目「リサーチ、ライティング&ドラフティング」が必修科目として開設されている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、教育の内容・方法の改善のために行っている「授業に関する情報交換会」を、研究者教員と実務家教員が参集する法曹養成専攻教育会議と連続して開催し、法律実務基礎科目を含む開設科目の在り方について研究者教員と実務家教員の両方で議論しているほか、相互の授業参観を行うことにより、研究者教員と実務家教員との間の意思疎通や問題意識の共有を行うなど、研究者教員と実務家教員による協力が行われている。

2-1-7:重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が必修とされている。

2-1-8:重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に合った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。



当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 当該法科大学院の教育の理念・目的に照らして、招聘教員等が行う英語による授業科目が開設され、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

### 【特色ある点】

- 授業科目「研究論文」が開講され、指導教員から研究指導を受ける機会が与えられているだけでなく、優秀な論文には賞が授与されるほか、「東京大学法科大学院ローレビュー」に掲載され、ウェブサイトにおいて公開されている。

### 【改善すべき点】

- その他の区分として開設されている演習科目について、教育内容が法律基本科目の内容と重複しないよう運用を工夫するとともに、演習科目の在り方についても検討するなどの改善を図る必要がある。

## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、おおむね少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を併用しつつ、双方向的又は多方向的な授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、判例又は設例を題材に議論を行うことを主体とした少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「法律相談クリニック」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバ

スに記載されているとともに初回の授業で告知されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、1日に開講される必修科目の数を2授業科目以内に抑えるよう努めているほか、週2回の授業科目は間に少なくとも1日空ける工夫、各授業における資料やレジュメの事前配付、休祝日関係なく利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては39単位（うち5単位は法学未修者1年次の法律基本科目。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、6段階評価とされ、一部の授業科目において当該法科大学院で定められた成績評価の基準と異なる分布で成績評価が行われているものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは法科大学院便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、筆記試験、レポート、平常点等としており、これらは法科大学院便覧及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているものや、成績評価の考慮要素の合計点が適切でないものがあるものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生への説明機会の提供、希望する学生への答案の返却、教員間での成績分布データの共有、成績評価基準についての教員間での情報の共有等が講じられている。

成績評価の結果については、試験後に担当教員による講評会を開催し、成績分布データ、同学年次生の中での成績席次等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは法科大学院便覧に記載されているほか、新入生オリエンテーションにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位

エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、98 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の研究科等において履修した授業科目について修得した単位は合計 12 単位を超えない範囲で、入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は他の研究科等において履修した授業科目について修得した単位と合わせて合計 30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、35 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 11 単位、民事系科目 35 単位、刑事系科目 13 単位、法律実務基礎科目 10 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、法律基本科目以外の科目から合計 39 単位を修得することとされており、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、法律科目試験の出題において、3 系統の試験により法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目のすべてに対応するよう複合的な内容の問題を作成し、当該法科大学院において必要となる基礎的な学識を多面的かつ的確に判定するよう工夫されているほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、公法系、民事系、刑事系の 3 系統から各 1 題の合計 3 題の法律科目試験が論述式で実施され、法科大学院全国统一適性試験の成績、外国語の能力、学業成績及び書類審査を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目



試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、35単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた成績評価の基準と異なる分布で成績評価が行われており、また、受講者全員がA（A+を含む。）評価とされているものもあるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているものがあるため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、成績評価の考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である100点を超えているため、考慮要素の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教育方法助言委員会」が設置され、当該委員会が開催する授業の内容・進め方等に関する情報交換会及び法曹養成専攻教育会議において、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、教員による授業参観、研究会等の企画及び実施並びにそれらに関連する資料収集、学生による授業評価アンケートの実施等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。



## 第6章 入学者選抜等

### 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念・目的に照らし、求める学生像として、「社会に貢献しようという高い志をもって法律の学習に取り組み、法の体系・理論・運用を理解したうえで、法的問題を解決するために自らの思考を発展させることのできる者。」として設定され、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育の理念・目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、入学試験ガイダンス、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、法学政治学研究科長、法曹養成専攻長及び必要な数の教授・准教授で構成される「法曹養成専攻入学者選抜委員会」を設置し、入学者選抜の日程、募集要項の作成、筆記試験問題作題の基本方針の決定、筆記試験問題採点業務の基本方針の決定、入学者選抜の基本的な実施体制の決定等を行うとともに、法曹養成専攻教育会議に提出する合格者決定の原案を作成することとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応が講じられており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

#### 6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1段階選抜において法科大学院全国統一適性試験の成績、外国語の能力及び学業成績をもとに審査を行い、第2段階選抜においては、法学未修者コースについては総合問題試験及び面接試験、法学既修者コースについて

は法律科目試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、法学未修者として入学する者における「社会人特別選抜枠」（5人）及び「理系特別選抜枠」（10人）を設定しているほか、入学願書における法曹としての適性を有することを示す内容の記述やその内容に基づく推薦状の添付、各種資格や語学能力を証明する書類等の提出により、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成21年度は約24%、平成22年度は約20%、平成23年度は約21%、平成24年度は約20%、平成25年度は約22%であり、「社会人特別選抜枠」及び「理系特別選抜枠」を設定するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は540人であり、収容定員720人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（300人から240人に削減）が行われるとともに、平成23年度入学者選抜から法学未修者については面接試験を導入するなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

特になし。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念・目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、クラス顧問教員及び「法科大学院教育支援室」に配置されている弁護士による個別学習相談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学時には新入生オリエンテーションが行われ、履修及び学習の方法、図書室の利用方法、ハラスメント相談、心身の健康管理に係る事項等が伝達されるなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、入学前の3月の時点で法学未修者向けガイダンスを開催し、事前に指定教科書を読んできるとを前提に、法学入門レベルのレクチャーや問答を行うことにより、基本的な法的思考方法についての導入的教育を行うなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、授業期間と試験期間の間に教員が学生からの質問対応に応じる日程を設けるとともに、定期試験後には「試験講評会」を開催し、質問への回答、試験問題の解説、答案の講評等を行うことで、学生の疑問の解消に努めているほか、各授業時間終了後の受講生からの質問の受付、電子メールによる質問の受付、クラス顧問教員の配置等、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられている。

このほか、ティーチング・アシスタント制度の活用や「法科大学院教育支援室」への弁護士の配置等、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度、当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、「法学部学習相談室」に配置されている学習相談員と心理カウンセラーが学生の進路や日常生活上の悩み等に対応するほか、全学的な組織である保健センターにおける健康相談や各科診療、「学生相談所」に配置されているカウンセラーによる学業意欲、対人関係、進路等に関するカウンセリングが行われ、各種ハラスメントについては、「ハラスメント相談所」におけるハラスメントに関する相談・苦情申立てへの対応が行われるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、身体障がい者仕様エレベーター、身体障がい者仕様トイレ、スロープが設置されているなど、整備充実を努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、「東京大学バリアフリー支援室」に支援の申し込みを行うことで各種のサポートを受けることができ、視覚障がいのある学生に対して定期試験において拡大問題の配付及び拡大鏡の持込みの許可等の対応を行うほか、聴覚障がいのある学生に対して大学が費用を負担した上で他の学生による授業の文字起こしを行うなどの措置を講じており、学習上の十分な支援が実施されている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、「法科大学院教育支援室」が設置され、弁護士が相談に応じる体制がとられているほか、「法科大学院進路選択セミナー」等の開催を通じた将来の進路設計のための情報の提供や、当該大学出身の法曹実務家の団体である「東大法曹会」との連携による「サマー・トレイニー」制度の導入や「東大ロースクール卒の法曹による座談会」の企画・開催等により、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 「東京大学バリアフリー支援室」に常駐する専門スタッフが、障がいの程度・内容に応じて必要な配慮・実施内容を本人と相談、決定することによって、質の高い支援が行われており、視覚障がいのある学生に対し定期試験において拡大問題を配付し拡大鏡の持込みを許可するなどの対応を行ったほか、聴覚障がいのある学生に対し大学が費用を負担した上で他の学生による授業の文字起こしを行うなど、学習上の支援体制が整備されている。

### 【特色ある点】

- 当該大学出身の法曹実務家の団体である「東大法曹会」と連携を取り、学生の将来の進路選択の参考となるよう、「サマー・トレイニー」制度や「東大ロースクール卒の法曹による座談会」を実施している。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

##### 8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

##### 8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、採用については「選考委員会」において、昇任については「審査委員会」において教育上の指導能力等も考慮して候補者の審査を行い、法曹養成専攻教授会において審議・決定し、法学政治学研究科教授会が承認する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、法曹養成専攻教育会議において候補者の教育上の指導能力等を考慮して決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

##### 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員48人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念・



目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、20歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目のほか、選択必修科目であるビジネスロー諸科目とされており、そのうち必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員11年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法曹養成専攻教育会議の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が16人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として研究専念期間が与

えられる制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、ティーチング・アシスタント及び授業での補助教材の配付等を担当する事務職員が配置されているほか、法学部研究室図書室に、司書の資格を有する事務職員 18 人、ネットワーク担当者 2 人（うち 1 人は特任助教）が配置されている。

以上の内容を総合し、「第 8 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として研究専念期間が与えられる制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

### 【改善すべき点】

- 一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。

## 第9章 管理運営等

### 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法曹養成専攻教授会及び法曹養成専攻教育会議が置かれている。当該教授会は、専任教員（みなし専任教員を除く。）により、当該教育会議は専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学政治学研究科等事務部」が組織されており、法科大学院の教育に関する事務について担当する専門員（学務担当）1人、大学院係長1人、大学院係主任2人、大学院係員2人及び留学生担当2人が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、各研究科から大学本部に対して、財政上の必要についての意見の具申が行われており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 指摘事項

特になし。



## 第10章 施設、設備及び図書館等

## 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷教室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室、演習室及び実習室には、プロジェクター、スクリーン、他のAV機器等が配備されているほか、法学政治学系総合教育棟には、遠隔ビデオ会議システムが配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく8時から22時30分まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LAN、共同利用パソコンのほか、第1学生自習室及び第2学生自習室にプリンタが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、パソコンを利用して各種法律データベースや「TKC法科大学院教育研究支援システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法学部研究室図書室が整備されている。法学部研究室図書室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法学部研究室図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が充実しており、「図書・学術情報委員会」において、当該法科大学院の専任教員1人が法曹養成専攻担当幹事となり、「法曹養成専攻学務委員会」と連携しながら、法科大学院のニーズを法学部研究室図書室の運営に反映させる役割を果たすなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、複写機等が整備されている。また、法学部研究室図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる法科大学院教員室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室のほか、法科大学院教員室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 法学部研究室図書室における図書が充実しているとともに、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

##### 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「法曹養成専攻学務委員会」が設置され、評価項目として「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、法学政治学研究科長及び法曹養成専攻教育会議に報告され、改善すべき点が発見された場合には、研究科及び法曹養成専攻の各種会議体、委員会等が連携協力して、必要な措置をとるなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

##### 11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

##### 11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、刊行物等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「法科大学院担当教員」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「法科大学院担当教員」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「自己点検及び評価作業班」及び「法曹養成専攻学務委員会」により収集され、大学院係の管理の下、法曹養成専攻長室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 指摘事項

### 【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「法科大学院担当教員」を通じて公表されている。

< 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
- (2) 所在地  
東京都文京区
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）  
学生数：540 人  
教員数：60 人（うち実務家教員 12 人）

### 2 特徴

19 世紀末以来の長い歴史の中で、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部は、数多くの優秀な法曹を輩出してきた。このような伝統を持つ東京大学大学院法学政治学研究科が、司法制度改革の重要な施策としての優れた法曹養成において、果たすべき責務はきわめて大なるものがあり、本研究科は、法曹養成機関としての法科大学院制度の設計について、リーダーシップを発揮するとともに、自らも法科大学院を、法学政治学研究科の一専攻である法曹養成専攻としての位置づけをした上で、平成 16 年 4 月に新設し、本年で 10 年目を迎える。

本法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての、新たな法曹養成制度の中核をなす教育機関であるという制度の基本趣旨を十分に踏まえつつ、法の実務を通じて国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成することを特徴としている。本法科大学院の教育の重点は、「法曹としての基幹能力」の徹底した育成・錬磨にある。法曹としての基幹能力とは、法制度を単に所与のものとして受け止めるのではなく、その趣旨や意義にまで遡って深く理解した上で、現実の諸問題に対処することのできる理論的な支柱を形成し、これをふまえて現実の事象の中の法的問題を発見し、分析し、解決する途を見いだすという力である。このような理解力、法的分析力及び創造的思考力の育成・錬磨を重視するという教育理念の下に、充実した授業、厳格な成績評価と進級制が行われ、その結果として、本法科大学院は、平成 18 年の新司法試験から平成 24 年の司法試験に至るまでに、累積で 1319 名の合格者を輩出し、毎年度の入学者 240 人という最大規模の範疇の法科大学院として法曹養成に対する社会的責任を果たしている。

本法科大学院では、法律基本科目から、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に至る多様な科目を幅広く含み、理論と実務とを架橋する、体系的で充実したカリキュラムを構築し、多数の専任教員のほか、他専攻・他研究科・他大学において学界をリードする研究者教員に加え、卓越した裁判官、検察官、弁護士などからなる実務家教員による教育を行っている。カリキュラムにおいては、司法試験に直接関係する科目のみを重視するのではなく、基礎法学・隣接科目に属する科目も必修科目とされ、未知の問題の解決に立ち向かえる社会的、歴史的、哲学的基礎を形成することを重視している。また、夏期休業期間中に招聘教員等が行う英語による授業であるサマースクールや外国人教員による授業を行うことにより、国際的に活躍することができる法曹の養成にも務めている。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 基本理念

東京大学法科大学院における教育は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、以下の基本理念のもとに行われる。①「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に現れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。②法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に修得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえで、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考を発展させることのできる法曹を養成する。③法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえで適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成する。また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。

### 2 法曹としての基幹能力

以上の基本理念を達成するため、本法科大学院においては、「法曹としての基幹能力」を育成錬磨することを教育の根幹的な目的とする。法曹としての基幹能力とは、現に存在する法制度を単に所与のものとしてその知識を修得するにとどまるのではなく、法の制度・規律を自分なりに再構成しながら、その背後にまで立ち入って深く理解したうえで、現実の諸問題に対処することのできる理論的バックボーンを形成する能力である。これにより、さまざまに生起する社会事象の中に法的問題を鋭く探知し、それを分析したうえで、自分なりの発想で解決する途を見つけ出すという創造的な力を身につけることができる。こうした理解力、法的分析能力、創造的思考力が、優れた法曹であるために必要な能力の基幹的部分である。

### 3 授業科目

法曹としての基幹能力の育成という教育の目的は、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目そして展開・先端科目として提供されている幅広い科目から見てとることができる。

本法科大学院では、単に司法試験に合格することだけを目的とする教育は行わない旨を一貫して明らかにしており、司法試験に関係する科目だけを重点的に学修するという一切なく、幅広い科目の履修が要求されている。

また、法曹としての基幹能力の育成を教育の目的としていることから、エクスターンシップをはじめとする臨床教育に大きな力を入れるという教育方針は採用しておらず、法律実務基礎科目の学修においても理論との架橋を常に意識するものとされている。



### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6\\_2\\_jiko\\_tokyo\\_h201403.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_tokyo_h201403.pdf)